

## 香川県ダム検証に係る検討委員会設置要綱

### (名 称)

第 1 条 本会は、「香川県ダム検証に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

### (目 的)

第 2 条 検討委員会は、椋川ダム、五名ダム再開発、綾川ダム群連携の 3 ダム事業（以下「3 ダム事業」という。）において、検討主体である県が、国土交通省が定める「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（（平成 22 年 9 月 28 日付け国河計調第 7 号国土交通省河川局長通知）以下「細目」という。）に基づく、ダム事業の検証に係る検討の実施にあたり、「関係地方公共団体」と相互の立場を理解し、検討内容の認識を深めるとともに、「学識経験を有する者」の意見を聴くことを目的とする。

### (意見を聴く項目)

第 3 条 検討主体は、検討委員会において次の項目について意見を聴く。

- (1) 治水対策案・利水代替案等目的別の検討内容
- (2) 総合的な評価
- (3) 対応方針原案

### (委員)

第 4 条 検討委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 「学識経験を有する者」
- (2) 3 ダム事業における「関係地方公共団体」の長及び地方公営企業体の管理者
- (3) 「検討主体である県」の職員

2 委員の任期は委嘱の日から委員会の目的が達成されたときまでとする。

### (委員長)

第 5 条 検討委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (意見の聴取)

第 6 条 検討委員会は、審議の必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。

(議事等)

第7条 検討委員会は、委員の要請があり、委員長が必要と認めた場合に委員長が召集する。

(事務局)

第8条 事務局は、香川県土木部河川砂防課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。